

第 3 回都幾川村・玉川村合併協議会

会 議 録

都幾川村・玉川村合併協議会

会 議 録

会 議 の 名 称		第 3 回 都 幾 川 村 ・ 玉 川 村 合 併 協 議 会
開 催 日 時		平成 1 6 年 1 2 月 1 3 日 (月) 開 会 午 後 2 時 0 0 分 閉 会 午 後 5 時 1 8 分
開 催 場 所		玉 川 村 中 央 公 民 館 2 階 講 堂
議 長 氏 名		関 口 定 男
出席者及び欠席者氏名		別 紙 名 簿 の と お り
事 務 局 職 員 出 欠		別 紙 名 簿 の と お り
会 議 事 項	1 議 題 ＊ 別 紙 資 料 の と お り	2 会 議 結 果 (1) 協 議 事 項 決 定 さ れ る (2) 協 議 第 5 9 号 継 続 協 議 と す る
会 議 の 経 過		別 添 の と お り
会 議 資 料	会 議 資 料 席 次 表	
そ の 他 の 必 要 事 項		
署 名		
署 名 委 員 浜 添 和 子		
署 名 委 員 上 雅 子		

都幾川村・玉川村合併協議会委員名簿			
委員区分	選 出	氏 名	出 欠
1号委員（村長）	都幾川村長	大 澤 堯	出 席
2号委員 （議長及び議員）	都幾川村議会議長	岩 田 鑑 郎	出 席
	都幾川村議会議員	田 中 旭	出 席
	都幾川村議会議員	岡 野 明 夫	出 席
	玉川村議会議長	前 田 典 利	出 席
	玉川村議会議員	浜 添 和 子	出 席
	玉川村議会議員	杉 田 哲 夫	出 席
3号委員 （助役及び教育長）	都幾川村助役	杉 田 齊	出 席
	都幾川村教育長	清 水 孝 一	出 席
	玉川村助役	山 口 芳 平	出 席
	玉川村教育長	野 口 昌 夫	出 席
4号委員 （学識経験を有する者）	都幾川村	西 澤 明 彦	出 席
		上 雅 子	出 席
		関 和 常 夫	出 席
		山 口 博 司	出 席
	玉川村	高 柳 寛	出 席
		馬 場 功	出 席
		村 田 朝 子	出 席
		堀 口 一 敏	出 席
	埼玉県職員	野 本 壽 永	出 席

都幾川村・玉川村合併協議会事務局名簿		
担 当 名	氏 名	出 欠
事務局長	澁 澤 陽 平	出 席
総務班	清 水 健 治	出 席
	梅 沢 宜 之	欠 席
計画調整班	小野田 隆	出 席
	荻久保 充 也	出 席

○司会

定刻になりましたので、ただいまから第3回都幾川村・玉川村合併協議会を開会いたします。

初めに、本日の会議資料のご確認をお願いいたします。

事前に配付いたしました第3回協議会資料及び新町建設計画案、こちらが各1冊。次に、本日配付いたしました、右上に第2回協議会資料訂正とあります2枚とじの訂正資料。右上に差替とあります本日ご協議いただきます協議第46号の差替が1枚。新町建設計画案正誤表が1枚。最後に、本日の席次表でございます。よろしいでしょうか。

それでは、次第に従いまして、当協議会会長であります関口定男玉川村長から、開会に当たりましてごあいさつを申し上げます。

○会長

皆さん、こんにちは。

本日は第3回都幾川村・玉川村合併協議会を招集申し上げましたところ、全員の皆様にご出席をいただきましてここに協議会が開催できますことを、厚く御礼を申し上げます。

当協議会も3回目に入りまして、本日の協議項目23件ございます。大変長時間にわたるかと思うのですけれども、きょうもひとつ慎重審議をお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

よろしくお願いします。

○司会

ありがとうございました。

ここで、議事に入ります前に、皆様にお願いがございます。

本日皆様に配付いたしました右上に第2回協議会資料訂正とあります資料でございますが、前回の第2回合併協議会においてご決定いただきました協定項目の中に、字句の訂正と参考資料への追記がございました。ご確認の上ご了承いただきますようお願い申し上げます。第2回協議会資料19ページ、協定項目11 財産の取扱いについての参考資料の中で、下線の部分でございますが、物品の庁用車の次に都幾川村、玉川村それぞれに「美術品等」を追記するものでございます。これは、両村が所有する絵画等を指すものでございます。

また、第2回協議会資料64ページ、協定項目22－4 情報公開、個人情報保護制度の取扱いについての中で下線の部分でございますが、情報公開・個人情報保護審議会の「保護」の字が脱落しておりましたので、ご訂正をお願いいたします。

会議資料につきましては、今後も細心の注意をもって作成いたしますので、皆様のご理解をお願い申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。

会議の議長は、当協議会規約第9条第2項の規定によりまして、会長がこれに当たることとなっておりますので、関口会長に議事の進行をお願いいたします。

○会長

それでは、規約に基づきまして議長を務めさせていただきます。会議がスムーズに運営できますよう、皆様のご協力をお願い申し上げます。

まず、会議の成立の関係でございますが、本日の出席者は21名中21名全員でございます。本協議会規約第9条第1項に規定する過半数に達しておりますので、本日の会議は成立要件を満たしております。よろしくお願いいたします。

次に、本日の会議につきましては、当協議会会議運営規程にのっとり、傍聴定員30名により進行してまいりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の協議会の会議録署名人の指名でございますが、玉川村の2号委員、浜添和子委員さんと、都幾川村の4号委員、上雅子委員さんをお願いしたいと思います。お二人におかれましては、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

(1)、協議事項でございますが、まず協議第37号 協定項目3 新町の名称について、協議第38号 協定項目4 新町の事務所の位置について、関連がございますので、一括してご協議をお願いいたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局長

それでは、資料の1ページ、協議第37号 協定項目3 新町の名称についてと、2ページ、協議第38号 協定項目4 新町の事務所の位置について一括してご説明いたします。

まず、協議第37号 協定項目3 新町の名称について調整方針案を朗読いたします。新町の名称は、町とする。新町の名称の欄が空欄となっておりますが、事務局といたしましては、漢字表記の「都幾川町」案と平仮名表記の「ときがわ町」案のいずれかをこの合併協議会で決定していただければと考えております。

前回の合併協議会におきまして、新町の名称については、地域の歴史、文化、地理的イメージ、知名度等を考慮し、合併協議会で決定することについてご了承いただいたところでございます。2村の議会におきましても、新町の名称案等について何回もご検討いただき、またいろいろな案が出たと伺っております。このような議会での検討も踏まえ、事務局でその名称案について検討を進めてきたところでございますが、幹事会でも新町の名称案の一本化には至りませんでした。

そこで、事務局といたしましては、漢字表記の「都幾川町」案、それから平仮名表記の「ときがわ

町」案、この二つの名称案を提案させていただいたわけですが、その選定理由につきましてご説明させていただきたいと存じます。

まず、漢字表記の「都幾川町」案についてでございますが、もともと都幾川と称する地域があったわけではございませんでして、都幾川村史によれば、昭和の大合併で当該地域にふさわしいものとして命名されたようでございます。ご案内のとおり、昭和の大合併で明覚村、平村、大柵村の3カ村が合併して都幾川村が誕生したわけですが、当時この3カ村に玉川村を加えた4カ村で合併しようと、こういった動きもあったようでございます。結局のところ諸般の事情によりまして、玉川村は合併せずに今日に至ったわけですが、もしあのとき合併していたとしたら、関係4カ村は地理的及び生活環境がひとしく、この地域を貫流する都幾川により住民は広く恩恵を受けていることから、あるいは都幾川村と命名されていたかもしれない。こういった考えからでございます。もとより都幾川村及び玉川村には清流都幾川が流れており、この地域の地理的イメージにも合致した名称であろうかと存じます。

次に、平仮名表記の「ときがわ町」案についてでございますが、漢字表記の「都幾川町」案の選定理由のほかに、平仮名表記であることから、温かく、やさしい、ソフトなイメージがあり、新たにスタートする新町の名称にふさわしいと、こういった考えからでございます。

なお、2村の議会で検討していただいた中で一番多かったのが、この平仮名表記の「ときがわ町」であると伺っております。

次に、協議第38号 協定項目4 新町の事務所の位置について調整方針案を朗読いたします。

- 1、新町の事務所の位置は、比企郡玉川村大字玉川2490番地（現在の玉川村役場）とする。
- 2、現在の都幾川村役場は、新町の分庁舎とする。

地方公共団体の事務所の設定につきましては、地方自治法に住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならないと規定されております。このようなことを踏まえまして事務局で検討した結果が、本日協議第38号としてお示しいたしました調整方針案でございます。現在の都幾川村役場も玉川村役場も、庁舎の周辺には公共施設や住居が集積した状況でございますが、特に明覚駅周辺では都幾川村と玉川村の境がわからないくらい住居が集積しております。両村を一つの地域として考えた場合、住居の集積度がより高い現在の玉川村役場を新町の事務所の位置とするのが適当であるとの考えでございます。

協議第37号及び協議第38号につきましては、以上でございます。

○会長

ただいまの協議第37号及び協議第38号につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

○委員

協議37号についてお伺いしたいと思います。「都幾川町」と漢字の案と平仮名の「ときがわ町」案、2案出されておるわけでございますけれども、この2案で決して名称そのものに不服ではございませんが、どのような選択肢をなさるのか、ひとつお伺いしたいと思います。

○会長

局長。

○事務局長

両議会においてさまざまな案が出たということは了解しておるところでございますが、事務局として絞り込んだ案が、こちらの漢字の「都幾川町」案、それから平仮名の「ときがわ町」案、この2点でございます。

したがいまして、さまざまな意見が出たことは十分承知をしているところではございますが、この2案のいずれかということで選定していただければありがたいと、このように考えているところでございます。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

だから、この2案をどういうふうな形で選定していくのかと私は聞いたつもりなのですが。

○事務局長

この2案につきましては、それぞれの是非について委員の皆様の間におきまして意見を出していただいて協議をしていただいた結果、全会一致で一本にまとめればこれにこしたことはないというふうを考えておりますが、議論を重ねてもなお一本化には集約ができないという場合におきましては、やむを得ないことではございますが、3分の2以上の多数決をもちまして決定させていただきたいと、このように考えているところでございます。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

そういたしますと、先般も玉川村の議会さんと都幾川と話し合いを持ったわけなのですが、うわさが先行しておりまして、都幾川町という名称が決まっているのだと、住民サイドから多々そういう意見をお伺いするわけでございます。そうしたときに、やはり玉川の議会さんの中でも今回新しくできました消防分署につきましてもときたま分署とか、また同じときがわを使うのでも川の字を漢字にということで、いわゆるうわさが先行したこの都幾川の2案だけでこれで決定してしまっているのかどうかと、いろいろその辺論議があったわけなのですが、その辺の考え方はどのようにとらえているのかお伺いしたいと思います。

○会長

私の方から答えさせていただきます。両村の議会の皆さんにもいろいろ何回も協議をしていただきました。その中で私の方も報告は受けておりますけれども、いろいろな案がありましたけれども、最終的には名前を二つ、三つというわけにはいきませんので、一つということになると思います。その中で、先ほど事務局の方から報告を申し上げましたけれども、2村の議会でも検討した結果、一番多かったのがこの平仮名表記の「ときがわ町」であると伺っておりますので、その辺のご理解をいただきたいと思います。

○委員

わかりました。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

話が出ております、議会で話をしたということでございますが、都幾川の議会としては、平仮名の「ときがわ町」が多いということでございます。前回の協議会の中で委員さんから、できれば、都幾川でもいいけれども、平仮名を使ってもらえればという意見もございまして、私は委員の一人として平仮名の「ときがわ町」でいいのではないかというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

この合併の新町の名称については、玉川村の住民も都幾川村の住民も、もう最大の合併についての関心事だと私は認識しております。そして、先ほど委員さんの方からありましたけれども、前回の協議会のその他の中で次回にかけるということでこの新町の話が出ましたけれども、その中でも私が意見として申し上げさせていただきましたけれども、玉川村の住民としますと、玉川という名称がなくなるのは寂しいと、これはもう本音です。恐らく玉川の住民は99%そういう思いではないかと思います。それで、今回も都幾川という案が今漢字、平仮名出ていますが、私は前回申し上げましたように、できるならば、いろいろな経緯がありますけれども、名称についてはいろんな協議をしながら「玉川」という字を入れていただきたいところですけれども、やっぱり過去の東松山市を含めた合併、また3町3村の合併等の協議会の経緯を見ましても、非常にこの問題等で破綻しているといえますか、解散した経緯がありますので、私はやはり今回の合併については成功していただきたい。そういう思いの中で思いやりを持った、お互いにですね、玉川は都幾川のことを、また都幾川の方は玉川のことを十分思っていたきたいと、地域思ってもらいたいと。

そういうことから、私は玉川村を主張したいところですが、この際合併ということをもとめるには、譲るべきところは譲ってそれでこの合併を成功させたい。そういう意味から、前回私が、できるならば平仮名のときと3本川の川を入れていただきたいと、そういう要望したわけですが、今回その案が出てこないというのが非常に残念なのですけれども。本来ならば、新設合併ということであるので、何度も言わせてもらいますけれども、本来ならば両町の名前は使わないというのが原則であるわけですが、先ほど言いましたように、この際、今までの経緯等を見ますと、お互いの思いやりの中で考えたときに、寂しい気持ちですが、はっきり言ひまして「ときがわ町」でもしようがないのかなということでございます。それで、できるならば、私は「とき」の平仮名と「川」を入れてもらいたいのですけれども、この案に出ておりませんので賛成しようがないのですけれども、いかがしたらいいものなのでしょうか。私としては非常に寂しいところなのです。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

補足させていただきます。都幾川村の議会の中では、「都幾玉町」、3本川の「とき川町」、ございました。その中で多かったのが平仮名でありました。もちろん玉川さんの委員さんの意見も当然あったということは伝えてあります。

以上です。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

玉川の議会におきましても、合併研究会というのを再度開いております。そんな中で、前回のときに名前を決めるのはこの協議会の中でというふうに決定を見たわけでございますので、ではその中にどうしたら私たちの案を入れていただけるかということで事務局にも申し上げましたけれども、しながら玉川の研究会の中では、いろんな議論がある中で、ほかの名前もございましたけれども、先ほど事務局の方からお話がありましたように、平仮名の「ときがわ町」というのが大勢を占めているということで、議会ではこれをというふうなことで事務局の方にも申し上げました。もちろん少数意見についても申し上げました。私は一人の委員としてもこれは「ときがわ」というこの平仮名に賛成をしたいと思います。

以上です。

○会長

ありがとうございました。

ほかにご意見等。

はい、どうぞ。

○委員

先ほど委員さんの話の中で何回も何回も討論をいたしました。私たち女性は、新しい主人のもとに旧称の名前を捨てて新しいところに結婚していきます。その都幾川町を新しい町にするためには、平仮名の方がやわらかくてさわやかで、そういう印象を受けるといってお話をたくさんの方にいただきました。ですので、ここで「ときがわ」と平仮名で町名をつけていただけたらと思います。

以上でございます。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

確かに都幾川村の住民として表記する場合に、「比企郡都幾川村」と漢字で書く場合に書きまして、そうすると皆さんが「比企郡幾川村」というふうに書いてくる例などが多いし、読みにくいらしくて、何と読むのですかとか、そのような例からも、私も平仮名の表記もいいかなと思います。けれども、よく言われているように、そういう名称というのがいわゆる消えていく。そのようなやたら簡単に平

仮名にしていくのはいかなるものか。今また片仮名の地名までも出ておりますけれども、いわゆる歴史というものを重んじるという点では、漢字もどうなのかなとも思いますけれども、ここで合併をするに当たっては、先ほどから言われているように、お互いのことを考えると、いわゆる「都幾川町」という漢字の表記を続けるということは、いわゆる都幾川が有利というか、そのままだが買われているというふうに理解されかねないということから考えると、平仮名表記もよいかなと思います。けれども、委員さんが前回の会議でも3本川の「川」を残してほしいと言ったとおり、私もせめて川の字は漢字にしてはどうだろうか。「ときがわ」という仮名が濁点である川であるから、やわらかい、やさしいというイメージからはどうなのだろうかと思います。だから、表記については、3本川を残していただきたいということ。

それと、一番何か私ぶり返すというか、この協議会で決定をするということに決まっておりますけれども、合併協議会だよりとかホームページでこの案として「都幾川町」があるというような何か公表というのがされていなかったのではないだろうか。先ほど来も出ていましたけれども、いわゆるうわさ話というようなのか、あとあるどこかの議員さんがチラシで出していたようだけれども、そういう点でこの場で何かもう決めてしまうというのは、あまりにも早急過ぎるのではないだろうか。かといって住民からの意見をとかと言っても、一番最初のアンケートの回収率からも見るように、あまりにも低い回収率であるというように意見も寄せられないのではないかという点も不安もありますけれども、でも一応こういう案がある、こういうふうに決まりつつあるというところを住民にはっきりと示してから必要はないのだろうかと思うのですが、いかがなのでしょう。

○会長

それでは、議長ですけれども、私の方も協議会の会長ということで答えさせていただきます。冒頭も事務局の方からも申し上げましたように、この名称と位置の問題というのは非常に難しい問題だと思いますし、必ず合併で壊れているのが名称と位置であるということだと思います。その中で、この名称につきましては、先ほど申し上げましたように、議会の中でも何回も協議をしております。そして、先ほど言いましたように、名前を二つとか三つとかつけるわけにはいきません。

実は、3町3村の合併のときも名称の委員会等がありまして、そのときに公募をしました。そのときに二千数百通の応募がありまして、種類で言いますと、800種類から900種類の名称が出てきました。その中で一番多かったのが、三百数十通の比企市でした。その比企市は使わないということになりまして、最終的に絞られたのが西比企市だとか、またみどり市だとか、みどり野市だとか、結局そういう名前に絞られてきた。でも、数にすると百何通の話だと思いますし、仮にその一つに決まったときに、では仮にみどり市ならみどり市に決まったときに、ではほかの800から900の人たちの8割から9割の人は違う名前を言っているわけです。果たしてその人たちが納得できるかというと、また納得できないかもしれません。

ですから、今回の名称につきましても、私の聞くところでは、議会の中でも玉川は「ときがわ町」で行こうということでお話を聞いておりますし、その中で先ほど委員さんもちょっとおっしゃいましたけれども、3本川の川がいいのではないかと、ときたまがいいのではないかと、いろいろな意見が出たという話は聞いております。意見は意見としてそれぞれ出して、そういう意見もあったということで、その中で数が多かったのが「ときがわ町」というので大体合意ができた。それものですから決定という話ではないですよ、合意ですよ。合意ができた、そんな話を聞いておまして、我々事務局、執行といたしましても、その中の数の多い名前、「ときがわ」という名前を漢字にするか平仮名にするかその二つを今日は提案を申し上げました。できれば、円満に合併をしたいと考えております。

意見は意見として言っていて、会長としての立場で言わせていただければ、皆さん全会一致で名前につきましては何とか決めていただければと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

はい、どうぞ。

○委員

今日提出されている種類の中で2案ということでございますので、もしこれが私がぜひときの3本川を主張したいということでもしそれが通った場合に、都幾川と両村の議会で一生懸命数回にわたって議論して出てきた案をこの協議会でひっくり返すとなると、何なのよというような批判も浴びる可能性もあるでしょうから。あえて私は言うのですけれども、できれば、先ほど言いましたように、3本川を入れてもらいたいところですけども、大きな考えの中で思ったときに、平仮名でもいたし方ないのかなと、そういうことで賛成をしたいと思いますけれども。

以上です。

○副会長

ときたまという話が出ていたので、ちょっと補足させていただきます。

実は、消防署の名称については、比企広域の方から最初都幾川分署、開設するなら都幾川分署でいいではないかというような話がありました。私の方で、玉川さんにも寄ってきますし、土地についても両村で持っているということもありました。それから、一番大きな理由は、消防団が都幾川消防団、無線をやりますと、都幾川1、都幾川2、そういう形で非常に混線をしておりました。そういうことなので、私の方から広域関連者をお願いして、平仮名で「ときたま」にさせていただけば、常備消防の方は「ときたま1」から「ときたま幾つ」と、こういうふうな表示をするので、都幾川消防団と無線が混線しないということで、私の方から提案をしてああいう名前をつけたわけですけども、当初は都幾川分署を直すのだから都幾川でもいいという話だったので、あえて提案をさせて、

村長さんにもお話をして、平仮名で「ときたま」というふうに直した経過があるということを報告させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

今回名称ということで、関連ということで二つ決めさせていただいたところでございます。先ほど会長の方からもお話しございましたけれども、やはり幾多の合併協議の中で名称と事務所の位置、それが協議が調わなくて破綻をするというお話がございました。また、玉川村の委員さんの方からも、当然自分が住むまちの名称がなくなるのは寂しいというお話しございましたけれども、当然だと思います。そういった中でやはり合併をまとめるためには、譲り合い、互譲の精神ということで、名称については都幾川、事務所の位置、本庁については玉川村役場というような形で今までの議論、幹事会の中でもそういった話が固まってきたところでございます。そういったことを含めまして37号、38号両方を見比べていただきまして、お互いの譲り合いの精神ということで都幾川町、それから本庁位置については玉川村役場を本庁とすると。また、都幾川町の表記につきましても、漢字表記ですと、当然今現在の都幾川村というイメージが強く出ますので、そういった意味では平仮名の「ときがわ町」、そうすればソフトなイメージもございますし、また先ほどご披露ありましたけれども、みどり市とか何とかわけのわからない名前ではなくて、その地域性、歴史、そういったものも踏まえた名称だと思いますので、そういった意味では、私個人的な意見といたしましては、平仮名の「ときがわ町」、事務所の位置につきましても原案のとおりということによろしいのかなということでございます。

以上でございます。

○会長

わかりました。

それでは、ここで5分ほど休憩をとりたいと思います。

(休憩 午後 2時32分)

(再開 午後 2時36分)

○会長

それでは、再開いたします。

協議の37号につきまして、皆さんからそれぞれのご意見が出ました。先ほども申し上げましたよう

に、非常にこの名称の問題等難しい問題だと思います。その中で大方の皆さんのご意見が、「ときがわ町」、平仮名表記でどうかと。今委員さんからは3本川でどうかという話が出たのですけれども、委員さん、どうですか。できれば、平仮名の「ときがわ町」でご理解をいただければと思いますが、よろしいですか。

○委員

はい。

○会長

それでは、お諮りいたします。

協議第37号につきましては新町の名称を平仮名の「ときがわ町」と決定し、協議第38号につきましては原案のとおり決定することに異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございました。

協議第37号及び協議第38号につきましては、全員の皆様のご同意をいただきまして、決定をいたしました。

大変ありがとうございました。

次に、協議第39号 協定項目6 地域自治組織の取扱いについて、協議第40号 協定項目12 特別職の職員の身分の取扱いについて、協議第41号 協定項目9 一般職の職員の身分の取扱いについて、協議第42号 協定項目14 事務組織及び機構の取扱いについて、この4件関連がございますので、一括してご協議をお願いいたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局長

それでは、資料の3ページ、協議第39号 協定項目6 地域自治組織の取扱いについてから資料の17ページ、協議第42号 協定項目14 事務組織及び機構の取扱いについてまで一括してご説明いたします。

まず、資料の3ページをごらんいただきたいと思います。

1、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4に規定する地域審議会、同法第5条の5に規定する地域自治区及び同法第5条の8に規定する合併特例区は、新町において設置しないものとする。

2、地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の4に規定する地域自治区の設置については、新町において検討する。

3、各地域の均衡ある発展及び地域住民の連帯の強化を住民と協働で推進するため、都幾川村の区域及び玉川村の区域に、非常勤の特別職として、参与を置くことができる。

資料の4ページごらんいただきたいと思います。地域自治組織には地域審議会、合併特例区、一般制度としての地域自治区、合併時の特例としての地域自治区の4種類がございますが、このような組織を活用する必要があるかどうかをご協議いただくものでございます。

これまで、合併をすると行政区域の拡大により住民と行政との距離が大きくなり、住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなる。こういった意見がございまして、そのことが合併の阻害要因にもなっていたところでございます。そこで、それぞれの地域の実情に応じた施策の展開に対する意向表明の方法として、平成11年の合併特例法の改正によりまして設けられましたのが、地域審議会の制度でございます。また、同様の趣旨で平成16年の合併関連3法案、この法制化により設けられましたのが合併特例区、地域自治区の制度でございます。

これら自治組織のメリット、デメリットについてでございますが、メリットといたしましては、合併市町村ごとの住民の意見を行政施策に反映させることができるということでございます。しかし、反面そのことは、合併市町村ごとの住民の意見でございますので、合併前の市町村意識の温存となり、新町としての一体感形成の阻害要因になりかねないというデメリットもあわせ持っていると言われております。

そこで、それぞれの制度にどのような違いがあるのか、順次説明させていただきたいと存じます。

まず、設置の時期及び設置の方法についてでございますが、地域審議会、合併特例区及び合併時の特例としての地域自治区は、合併協議により合併時に設置する必要があるがございますが、一般制度としての地域自治区は、条例により随時設置することができます。したがって、一般制度としての地域自治区であれば、新町において必要に応じていつでも設置することが可能でございます。

次に、設置期間につきましては、ごらんのとおりでございます。合併時の特例としての地域自治区は、協議で定める期間とされておりますが、一般的には市町村建設計画の計画期間に合わせまして10年程度とするところが多いようでございます。

次に、設置の区域及び単位についてでございますが、地域審議会、合併特例区及び合併時の特例としての地域自治区は、旧市町村ごとの単位でございますので、都幾川村の区域のみに設ける、玉川村の区域のみに設ける、あるいはそれぞれの村の区域にそれぞれ設けるという三つのパターンが想定されます。これに対しまして一般制度としての地域自治区は、新町の全域に条例で定める自由な単位でございますので、例えば小中学校の通学区域単位で設けることも可能でございます。

次に、区の法人格についてでございますが、合併特例区は、特別地方公共団体でございますので法人格を有しますが、その他の地域自治組織には法人格はございません。法人格の有無でどのような違

いがあるのだろうかということでございますが、合併特例区は、予算、決算を新町とは別に作成する必要がございますし、もちろん監査も別に受ける必要がございます。人事の発令も合併特例区の区長が行います。合併特例区では、このような事務のほか電算システム等につきましても法人格が別となりますことから、人事給与、財務会計等のシステムが別途必要となっておりまいます。したがって、合併特例区が消滅するまでの間、つまり5年程度の間はシステム、事務が重複し、またそれに伴う費用が必要となってくるわけでございます。これに対しまして法人格のないその他の地域自治組織では、基本的には新町の町長が一元的に処理することとなります。

次に、区の予算についてでございますが、合併特例区のみでございます。ただし、この予算の範囲はごく限られたものでございまして、区の事務処理（権限）の欄に記載いたしましたように、権限としては、公の施設の管理やイベントの実施、バスの運行管理等この程度しか想定されておりませんので、予算もそれに付随する予算のみということになります。したがって、道路整備等の予算につきましては、町長が予算編成をし、町議会において議決をいただく必要がございます。

次に、区長等及び審議会または協議会についてでございますが、いずれの地域自治組織も審議会、または協議会を設置する必要がございます。また、区長等につきましては、合併特例区は特別職として必ず置く必要がございますが、合併時の特例としての地域自治区、これは特別職として置いても置かなくてもよいということでございます。ただし、区長を置く場合には、特別職であっても常勤である必要がございます。

最後に、区の住所表示についてでございますが、合併特例区及び合併時の特例としての地域自治区は、住居表示に区の名称を必ずつけなければならないということでございますが、その他の地域自治組織は、住居表示は従前のとおりでございます。住居表示に区の名称を必ずつけなければならないということは、合併特例区あるいは合併時の特例としての地域自治区が消滅した段階で、つまり5年ないし10年後には原則として元の住居表示に戻さなければならないということでございます。このことは、新町において電算システム、特に住民情報システムを修正するための時間あるいは新たな費用が必要となっておりまいますし、各種印刷物の刷り直し等の必要が出てまいります。また、このことは新町の行政だけに限ったことではございませんで、新町の住民や他の官公署にも同様な負担をかけるしまうおそれがございます。なお、原則としてと申し上げましたが、引き続き住居表示に区の名称をつける方法がないわけではございませんが、そのためには引き続き一般制度としての地域自治区、これを設ける必要がございます。

以上が地域自治組織の概要でございますが、これらの制度は合併の障壁を除去するために特例として設けられた制度でございまして、全国的に見ましても、面積的に広大となる数市町村の合併において小さな町や村の区域だけに設置する、あるいは面積的に広大となる数町村の合併において村の区域だけに設置するという例が多いようでございます。比企広域での合併あるいは3町3村での合併ならともかくといたしましても、都幾川村と玉川村の合併を考えたとき、面積的にも広いわけでもござい

ませんし、また人口もさほど差があるわけでもない2村の合併でございます。また、地域自治組織の制度を活用することは、新町の一体感の醸成の観点からは逆行するものでもございます。このような自治組織の制度を活用しなくとも、現行の制度の運用で住民の声を行政に反映させることは可能ではないかと考えておるところでございます。具体的には、審議会や協議会を置かなくても、町議会議員の議員活動あるいは区長会などの活用によりまして、住民の要望を行政に反映させることは可能であると考えております。また、特別職の区長を必ず置く必要はなく、必要があれば新町の町長が非常勤の特別職として参与を置けば十分であると考えております。このような運用してもなお住民の声を行政に反映できなかった、だめだったというときに、初めて一般制度としての地域自治区の設置、これを検討しても遅くはないと考えております。

次に、資料の5ページ、協議第40号 協定項目12 特別職の職員の身分の取扱いについてご説明いたします。

1、新町に町長のほか常勤の特別職として、助役、教育長を置く。なお、収入役の設置については、新町において検討する。

(1)、人数及び任期については、各法令の定めるところによる。

(2)、報酬額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに合併時に再編する。

2、行政委員（農業委員会委員を除く。）の委員数及び任期については、各法令の定めるところによる。報酬額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに合併時に再編する。

3、審議会、委員会等の附属機関については、次のとおりとする。

(1)、両村に設置されているものについては、合併時に再編する。

(2)、2村のいずれかに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものについては、合併時に統合する。

(3)、人数、任期及び報酬額については、現行の制度をもとに合併時に再編する。

4、その他の非常勤の特別職で、新町において引き続き設置する必要のあるものについては、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新町において新たに設置する。

5、新町の町長の職務執行者については、2村の長が別に協議して定める。

資料の6ページをごらんいただきたいと存じますが、常勤の特別職、村長、助役等のいわゆる4役の両村の状況をまとめてございます。それぞれ任期、報酬等に違いがございます。また、都幾川村では、収入役が欠員の状況でございます。

行政委員会、審議会等の附属機関につきましては、資料の9ページから12ページにかけてまとめてございますが、例えば資料の10ページ、18番にございますように、情報公開・個人情報保護審議会が、都幾川村にはございますが、玉川村にはございません。それとは逆に資料の11ページ、14番にございますように、環境保全審議会が、玉川村にはございますが、都幾川村にはございません。また、2村に共通して設置してございます社会教育委員につきましても、資料の9ページの1番あるいは11ペー

ジの1番、こちらにございますように報酬額が異なっております。このような2村の相違点につきまして調整していく必要がございます。

次に、資料の13ページ、協議第41号 協定項目9 一般職の職員の身分の取扱いについてご説明いたします。

1、都幾川村及び玉川村の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。

2、職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

3、職名及び任用については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図る。

4、給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図る。

なお、合併時、現職員については、現給料月額を保障する。

職員の身分につきましては、合併特例法第9条第1項の合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員として身分を保有するように措置しなければならないとの規定を受けた取扱いでございます。職員数につきましては、先進地の調整方針では、いずれも新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるというような内容になっております。

職員の職名と任用につきましては、先進地の調整方針では、職名に関しましては、いずれも人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図るとしてありますが、任用関係につきましては、同様の内容で記載してあるところと全く記載していないところがあるようでございます。

給与につきましては、先進地の調整方針では、現在の給料に関しましていずれも保障するとしておりますが、統一に関しましては、記載のないところもございますし、また記載されていても統一の時期までは明記されていない状況であろうかと存じます。先進地の例では、おおむねこの4点が協議のポイントとなっております。

次に、資料の17ページ、協議第42号 協定項目14 事務組織及び機構の取扱いについてご説明いたします。

1、新町の事務組織及び機構については、合併時までには再編する。

2、事務組織及び機構の再編に当たっては、分庁方式による窓口分散等、住民の混乱を招かないよう、わかりやすく、利用しやすい組織及び機構に整備する。

都幾川村では、資料の19ページ、こちらにございますように、村長部局が6課2室1所のほか議会事務局及び教育委員会関係という組織体制に、また玉川村では、資料の21ページにございますように、村長部局が7課1室のほか議会事務局及び教育委員会事務局という組織体制になっております。

また、都幾川、玉川水道企業団では、資料の23ページ、こちらにございますように、事務局長のもとに3系の体制になっております。

先ほど協議第38号で現在の玉川村役場が本庁舎、都幾川村役場が分庁舎ということでご承認いただ

いたわけですが、分庁方式の先進事例といたしましては、田無市と保谷市が合併して誕生した西東京市、この例がございす。西東京市では、本庁舎には総務、企画、財政等の管理部門を中心に、また分庁舎には水道、道路等の事業部門や教育委員会、こういったものを中心に配置しているようございす。これら先進事例を参考にそれぞれの庁舎にどのような部門を配置するのか、合併時までに調整をしてまいりたいと考えております。

なお、イメージのわからない方は、埼玉県庁の本庁舎、それから第2庁舎、こちらをイメージしていただければというふうに存じます。

また、一般に分庁方式のデメリットということで、窓口が分散するため、住民に混乱を招くおそれがある。こんなふうに言われておるところでございす、そのようなことが起こらないよう、いずれの庁舎にも戸籍住民基本台帳、税、福祉等の窓口を設置することにより、住民の利便性に配慮した組織体制としたいと考えております。

さらに、分庁舎の長にも幅広い予算執行権を持たせるなど、地域自治組織の制度を活用しなくても地域住民の不安を払拭できるよう事務組織及び機構を再編していきたいと考えております。

協議第39号から協議第42号までにつきましては、以上でございす。

○会長

それでは、ただいまの協議第39号から協議第42号までの4項目につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

○委員

2点ほどお聞きしたいのですが、まず協議第39号です。私は、地域自治区が合併の特例に関する自治区と地方自治法による自治区、この違いがちょっとわからなかったのです。ところが、今の説明でおぼろげながらわかったのですが、こういうことでよろしいのか確認をさせていただきたいことが1点です。それは、合併によりますと、一番だれもが心配をするのが、住民の細かな意思が反映されるかということだろうと思います。そこで、それらに配慮した（2）番の新町において検討するというのは、地方自治法の地域自治区を配慮した、そんなふうに解釈をしてよろしいのか。その理由は、随時設置ができること、自由な単位で設置ができること、区の名称を冠しないでよい。これらの理由によるいわゆる新しい町になった場合の住民意思を反映するその手段として、これは新町で検討することにしたのでしょうか。それが1点です。

次に、2点目は、5ページの協議40号で（3）番の審議会、委員会等。合併によるコスト削減というのは、だれもがこれは期待をしているところです。そこで、今次の表をずっと見ますと、まず9ページの社会教育委員、玉川の11ページの社会教育委員、それから9ページの5番の国民健康保険運営

協議会委員、それと9ページの消防審議会委員、玉川村の11ページの国民健康保険運営協議会委員、12ページの玉川村の消防審議会委員、これらの報酬がかなり違うわけです。この辺は合併時に再編すると書いてありますが、この辺は高くなるのですか、低くするのですか。その辺を1点お伺いしたい。

その2点お伺いしたいと思います。

○会長

それでは、事務局で。

○事務局長

まず1点目、3ページの2番、地域自治区の設置については、新町において検討するという件についてでございますが、委員さんご指摘のとおりでございます。基本的には合併時の特例は使わないということで、現行の制度の運用で対応してまいりたいという考え方でございます。議会議員の議員活動あるいは行政区長の活用等によりまして地域住民の意見を反映していきたいと、このように考えておるところでございますが、それでもだめだった場合に、初めて、この2番に書いてございます地方自治法に基づく一般制度としての地域自治区、これを設置することについて検討していこうという考え方でございます。

それから、2点目の審議会、委員会等の報酬のすり合わせの考え方でございますが、こちらにつきましては一概に高い方に合わせる、低い方に合わせるということではございませんでして、やはりしっかりした仕事をやっていただくためにはしかるべき報酬も必要であろうと、このように考えておるところでございます。

また、今後この地域の合併の動き等も予想されることでございますので、近隣地域の自治体あるいは同規模団体等がどのような状況になっておるのか、こういった点を踏まえまして決定をしていきたいと、このように考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員

了解いたしました。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

2点ほどお伺いいたします。

協議第39号に3項目の参与のことなのですが、都幾川村の区域及び玉川村の区域に、非常勤

の特別職として、参与を置くことができるとありますけれども、この参与というのはどういう立場なのか。これは置くことができるとあるのですが、置かなくてもいいのでしょうかけれども、置いた場合にどういう対象の人が入ってくるのか。ひとつその点お聞きしたい。

もう一点は、今委員さんの質問と同じなのですが、合併によって負担が重くなるというようなことではだめですし、合併によって軽くなるというのが常識の話なので、報酬額をぜひ低い方に合わせてもらって、基本的な形で低い費用に合わせてもらいたいと。これ要望しておきます。

以上です。

○会長

では、事務局の方で答弁をお願いします。

○事務局長

まず、1点目の参与の立場でございますが、こちらにつきましては、地方公務員法に定める非常勤の特別職ということでございます。具体的な職務の内容につきましては、それぞれの地域における行政課題等についてご意見を承って、その内容を新町の施策に反映させていくと、こういったような立場の非常勤特別職でございます。

また、2点目の審議会、行政委員会等の報酬のすり合わせにつきましては、委員さんからそのようなご指摘があったことを踏まえまして、他の団体とのバランスも勘案した上で調整してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

わかりました。2点目についてはわかりましたけれども、1点目の特別職としての参与なのですが、行政課題等を検討するというのは、これそれぞれの地元には議員さんもいらっしゃいますし、もちろん区長さんもいらっしゃるわけですが、そういう人たちとダブるわけではないのでしょうか、とは別な立場の人なのか。

○会長

はい、事務局。

○事務局長

あくまで執行部側の一員という形になってまいりますので、議会議員あるいは行政区の区長等は別の立場に立った上で地域住民の要望を行政運営に反映させていくと、このような職務を担当することになるかと存じます。

○委員

よくわかったようなわからないようなのですけれども、置くことができるということだから、置かなくてもいいわけでしょうから、ぜひこういう余計なの置かないでもらいたいと思うのですけれども、個人的な要望として。

以上です。

○会長

続いて、はい、どうぞ。

○委員

今の委員さんの関連でございまして、他の自治体で実際に置かれている自治体というのはあるのでしょうか。

そして、その自治体はどの程度の権限を与えているのでしょうか。

また、報酬もどのくらいの。先進の例で結構ですけれども、どのくらいやっているものかどうか。こういう例をちょっとお聞かせいただければというふうに思います。

○会長

では、事務局。

○事務局長

事務局で把握をしておるところといたしましては、最近の例ですと、2005年2月1日に水戸市が内原町と編入合併をするということを決定をしております。水戸市、内原町の例ですと、町議の議員を、議員の中から参与という形で新市の特別職として措置をしていくと、このような考え方のようにございます。

また、報酬の額については、過去の例ですと、こちらの方は議員報酬と同等の程度のものを支給しておるようでございますが、当合併協議会におきましては、その人数等につきましては、せいぜいその区域において1人いれば十分であろうと、新しい町長等でカバーできれば設置する必要はないと、このように考えているところでございます。

また、報酬の額につきましても、非常勤の特別職ということでございますので、議員報酬等そうい

ったような高額になることはないであろうと、そのように考えているところでございます。

○会長

よろしいですか。

○委員

はい。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

先ほどの委員さんの最初のご質問にちょっと関連するのですが、私も地方自治のことがよくわからなかったのですけれども、地方自治の地域自治区、一般制度というのは随時できるわけなので、新町において検討するという表現になっているのですけれども、いつでもできるよということだと思いののですが、この表現からしますと、1の方は新町において設置しないとしていて、2は新町において検討するというと、いかにも新町になったら早速検討するのではないかという印象を私は積極的にとる危険性があるような気がするのです、表現なのですけれども、合併時には設置しないとかというふうにした方が。当面設置するという必要性はどうも感じられないような気がするのです。この表現ですと、早速検討するのかなというふうに読みがちなのですが、いかがでしょうか。

○会長

委員さんの質問に答えて。局長。

○事務局長

委員さんからのご指摘でございますが、事務局といたしましても、基本的には設置はしないということを前提に考えておるところでございます。したがって、議案を出した上で訂正というのは非常に恐縮ではございますが、委員さんご指摘のとおり、新町に……。

○委員

合併時には設置しないとした方がはっきりしているような気がしたのです、先ほどの説明を聞いていて。

○事務局長

委員さんと同様な考え方でございますので、合併時には設置しないと、このような趣旨の表現に訂正させていただければと考えておりますが・・・。

○会長

ほかの委員さんどうですか、今の委員さんのご意見。ページ3ページの協定項目6 地域自治組織の取扱いについての2番目の地方自治法の第202条の4に規定する地域自治区の設置については、この原案では新町において検討するということになっておりますけれども、これを合併時には設置しないという今意見なのですけれども、ほかに何かこの件につきましてご意見等。

はい、どうぞ。

○委員

設置する意思があるならば、もちろんこれでいいでしょうし、ないのだったらこの時点ではっきり合併時になしとした方が私はすっきりしていいと思いますけれども。

以上です。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

先ほどの質問で私もわかった。了解をいたしました。というのは、やはりそういう懸念というのはあると思うのです。自治区を設け方がいいのではないかという恐らくそういう地区住民も出てきはしないか。そんなときに、今は設置をしないということですから、これは新町において検討すること、合併時にはまだこれは検討はすぐにはしないのだと、我々はそうに解釈しておりますので、このくらいは少し残しておいた方がよろしいのかと、そんなふうに私は思います。

ですから、この文言についてはこれでいいのではなかろうかと、そうに思います。

○会長

今委員さんの方からは、新町において検討するでいいのではないかと。

は、どうぞ。

○委員

私も委員さんの意見に賛成でございまして、これ合併時には設置しないという意味合いを含んで新

町において検討するという文言ではないかというふうに理解するのですが、いかがでしょうか、事務局のお考えは。

○事務局長

事務局といたしましては、合併時においては設置をしないという考え方でございます。現行の制度の運用の中で地域住民の意見を吸い上げていきたいと、このような考え方でございます。ですから、委員さんご指摘のとおりでございます。

○委員

ですから、今の文言でいいのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○会長

こちらから言わせてもらいますけれども。ですから、結局結論から言いますと、とりあえずは設置しないけれども、いつでも設置できるということで、今回提案申し上げました。ですから、合併時には設置しないと、それも確かなのです。ですから、それでもいいですし、新町において検討する、これも含みもありますし、はっきり申し上げまして、どちらにしても当面は設置はしないということでありまして、新町になっていろいろ行政を行う中でやはり自治区制度を設けた方がいいということになれば、いつでも設置できますよということですので、それはですから新町になって検討すると。ですから、委員さん言われたように、現在は合併時に設置しないは、それも正論であります。ですから、この文言を直すか直さないかという話なのですが、どうしましょう。

はい、どうぞ。

○委員

どちらのご意見もごもっとも聞こえるのですが、現行の制度の運用で適用できるのだったら、この2項目めは全部カットしてしまっても全然差し支えないような気がするのですが。

○会長

そういうご意見も出ました。

はい、どうぞ。

○委員

私が余計なことを言ったような気もするのですが、私も国語の学者ではないのでその辺はわからないのですが、私の普通文章とか小説とか読んでいくと、これは積極説なのです、新町

において検討するというのは、文の流れからしますと。国語学者がどうと言ってそういう学問的なことを言うつもりは毛頭ありませんし、その知識はないのですが、私のくせですと、新町において検討するというのは、やがて必要だということが念頭にあって、当初は設置はしないけれども、1年あるいは二、三年のうちには検討していくのだよという積極文章と感じられるので、私が読んだ限りにおいて、先ほどの説明を聞いてはっと思って、余計なことかもしれないのですが、発言させていただきました。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

委員さんの言われるのごもつとも、今の聞けば。ただ、今1で掲げている合併特例法に関する地方自治区と、2は地方自治法で言われる地域自治区と、二つ違うものだから、どう違うのかと私は質問したかったのだけれども、説明でわかりました。この二つは、合併特例法による自治区と、今度はそうでない、いわゆる地方自治法で言う随時できる自治区と、二つ違うものだからこれはよろしいのではないかなと、そういうふうに思います。

○会長

それでは、地方自治法の地域自治区の設置につきましては、新町において検討する。原文どおりと、合併時には設置しないということ等これ全部とってしまっってはどうかと、三つのご意見が出ました。時間の方も過ぎましたので、ここで10分ほど休憩します。その間にまた皆さん検討していただいて、また協議をいただければと思いますので、ここで半まで休憩をしたいと思います。

(休憩 午後 3時18分)

(再開 午後 3時29分)

○会長

それでは、再開をさせていただきます。

協議第39号の件につきましては、今原案のとおりということと、また合併時には設置しないという意見と、これを全部とってしまったらどうかと、そういう意見がありましたけれども、実際問題とすると、新町において検討するということは、すぐ検討することではなくて、先ほども言いましたように、新しい町ができて、その中で必要となったらばするということでご理解をいただければということで、この原文のとおりでどうでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

よろしいですか。ありがとうございます。

ほかに何かご意見等ありますか。

はい、どうぞ。

○委員

5 ページの特別職の職員の身分なのですが、1の方に新町に町長のほか常勤の特別職として、助役、教育長を置く。これ収入役は別にしてあるのですが、なお、収入役の設置については、新町において検討するとありますが、別にした理由といいましょうか。都幾川さんに今収入役がないからということであれば、それでもいいのですが。

それともう一点。13ページの方の一般職の職員のことですけれども、公務員ですから、すべて新町の職員として引き継ぐというのはこれは当然のことなのですが、財政とかいろんなことで当然将来適正化に減らしていかなければならないと思うのですけれども、もし試算があるならば、5年後でもいいのですが、10年後かどちらかでも結構ですけれども、どの程度減らせるような試算があるのか。もしありましたら、お教えいただきたいと思います。

以上です。

○会長

それでは、委員さんの質問に局長の方でお願いします。

○事務局長

まず、1点目の収入役の関係でございますが、収入役につきましては、地方自治法の規定によりまして、これまでも町村では条例で収入役を置かず町村長あるいは助役にその事務を取り扱わせることができるということになっておったわけでございますけれども、平成16年の地方自治法の改正によりまして、政令で定める市、具体的には人口10万人未満の市ということでございますが、条例で収入役を置かないことができるような法改正が行われたところでございます。また、県内の町村では、平成16年10月1日現在でございますが、都幾川村を含めまして11の町村で収入役が空席の状況でございます。このような状況を踏まえまして、収入役の設置につきましては、設置する必要があるのかどうか新町において検討しようと、こういったような趣旨でございます。

次に、職員の定数についてどのくらい減らせるのかということについてでございますが、基本的には新町において策定する定員適正化計画、これによるところでございますが、見込みといたしましては、平成21年度末までに、都幾川村、玉川村を含めまして15名程度退職をする予定でございます。こ

の退職者のうちどの程度不補充という形でいくのか、今後検討してまいりたいと考えております。

ただ、両村の合併によりまして、管理部門につきましては合併効果が期待できるということでございますので、一般的には退職者の2分の1補充あるいは3分の1補充、いろんな考え方がございますが、いずれにしても削減するという方向で検討してまいりたいと考えております。

○会長

よろしいですか。

○委員

はい。

○会長

ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

協議第39号、協議第40号、協議第41号及び協議第42号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

協議第39号、協議第40号、協議第41号及び協議第42号につきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、協議第43号 協定項目22－9 住民窓口業務の取扱いについて、事務局より説明をお願いします。

○事務局長

それでは、協議第43号 協定項目22－9 住民窓口業務の取扱いについてご説明いたします。

- 1、各種証明書発行については、合併時に再編する。
- 2、窓口延長については、合併時に再編する。

3、郵便局における取扱いについては、現行のとおり、都幾川郵便局のみ実施する。

4、電話予約サービスについては、都幾川村の例により、合併時に統合する。

窓口延長につきましては、都幾川村では、7月から9月までの毎週火曜日に限りまして午後7時まで窓口延長をしております。また、玉川村では、1年を通じ毎週金曜日に限りまして午後7時まで窓口延長しているところでございます。これらの窓口延長につきましては、合併時に再編することとしておりますが、年間を通して窓口延長を実施する必要があるのか、平日の時間延長ではなく土曜日の受け付けはできないかなど住民のニーズ、取り扱う業務の内容、職員の組織体制などコストパフォーマンスも含めまして検討してまいりたいと考えております。

また、電話予約サービスにつきましては、住民票の写しの交付について都幾川村で実施している事業でございます。具体的には、開庁日に住民票の写しの交付予約を電話で受けまして、土曜日、日曜日等の閉庁日に日直者が運転免許証により本人確認を行った上で住民票の写しを交付するというものでございまして、合併時に統合しようとするものでございます。

協議第43号につきましては、以上でございます。

○会長

ただいまの協議第43号につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

はい、どうぞ。

○委員

都幾川で今やられております郵便局の取扱いなのですが、合併をすると電算関係全部、住民票の写し、一体となった業務ができるのでしょうか。とすれば、玉川地区の住民も都幾川役場に行けば、そのサービスを受けられるのかという1点お伺いしたいのです。

○会長

局長。

○事務局長

こちらにつきましては、電算システムをどのような形で改修していくのかということにかかわってくるかと思います。したがって、その改修に係るコスト等ともに見合わせながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員

今現在玉川地区に住んでいる人が都幾川の郵便局へ行けば玉川のものは受けられるかということ。

○事務局長

これにつきましては、郵便局には新町のシステムが置かれるわけでございますので、都幾川の住民も、玉川の住民も、都幾川郵便局に行けば住民票の交付を受けられると、このようなシステムになるかと思っておりますので、ご了解賜りたいと存じます。

○会長

よろしいですか。

○委員

はい。

○会長

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

協議第43号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

それでは、協議第43号につきましては、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、協議第44号 協定項目22—10 国民健康保険事業の取扱いについて協議を行います。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長

それでは、協議第44号 協定項目22—10 国民健康保険事業の取扱いについてご説明いたします。

1、国民健康保険税

(1)、納期については、7月から2月の8期とし、都幾川村の例により、合併翌年度当初に統合する。

(2)、仮算定については、合併年度限りで廃止する。

(3)、税率については、合併翌年度当初に再編する。

(4)、最高限度額については、現行のとおりとする。

(5)、軽減措置については、現行のとおりとする。

(6)、減免措置については、合併時に再編する。

2、国民健康保険基金

(1)、基金については、すべて新町に引き継ぐ。

(2)、高額療養費資金貸付については、限度額を見込額の90%とし、合併時に再編する。

(3)、出産費資金貸付については、限度額を見込額の80%とし、合併時に再編する。

3、短期被保険者証については、合併翌年度当初に再編し、資格証明書については、合併後検討する。

4、国民健康保険運営協議会については、合併翌年度当初に再編する。

5、出産育児一時金、葬祭費については、現行のとおりとする。

6、国民健康保険保健事業

(1)、検診等相違のある事業については、合併時に再編する。

(2)、保養施設宿泊利用助成については、現行のとおりとする。

7、国民健康保険の一部負担金の減免措置については、現行のとおりとする。

資料の28ページから30ページにかけてございますとおり、国民健康保険事業につきましては、国民健康保険税の最高限度額や軽減措置、出産育児一時金、葬祭費など2村で同じ内容のものは現行のとおりとし、国民健康保険税の納期や税率、検診など相違のあるものにつきましては、合併時あるいは合併翌年度当初に再編しようとするものでございます。

協議第44号につきましては、以上でございます。

○会長

ただいま協議第44号につきまして説明ありましたけれども、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

協議第44号につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

それでは、協議第44号につきましては、原案のとおり決定されました。

続きまして、協議第45号 協定項目22—11 介護保険事業の取扱いについて協議を行います。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長

それでは、協議第45号 協定項目22—11 介護保険事業の取扱いについてご説明いたします。

1、第2期介護保険事業計画については、合併翌年度当初に再編する。

2、介護保険料の賦課及び納期

(1)、第2期介護保険事業計画による第1号被保険者保険料については、合併翌年度当初に再編する。

(2)、第1号被保険者保険料の普通徴収に係る納期については、7月から2月の8期とし、合併翌年度当初に再編する。

3、介護認定審査会については、現行のとおりとする。

4、介護システムについては、合併翌年度当初に再編する。

介護認定審査会につきましては、都幾川村、玉川村、ともに比企広域市町村圏組合に設置されておりますので現行のとおりとし、その他の介護保険事業につきましては合併翌年度当初に再編しようとするものでございます。

資料の32ページにございます介護保険事業計画、こちらにつきましては、介護保険法に基づきまして市町村が3年ごとに5年を1期とした計画を策定することとされております。両村の現在の計画は、いずれも平成14年度に策定された計画でございますので、平成17年度中に第2期介護保険事業計画を策定する必要がございます。そこで、第2期介護保険事業計画につきましては、両村合同で策定作業を進める予定でございます。

協議第45号につきましては、以上でございます。

○会長

ただいまの協議第45号につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

協議第45号につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

協議第45号につきましては、原案のとおり決定されました。

続きまして、協議第46号 協定項目22－12 保健、医療事業の取扱いについて協議を行います。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長

それでは、協議第46号 協定項目22－12 保健、医療事業の取扱いについてご説明いたします。

1、予防接種については、現行のとおりとし、相違のあるものについては、合併時に統合又は再編する。

2、乳幼児及び母子に関する事業については、現行のとおりとし、相違のあるものについては、合併時に再編する。

3、基本健康診査については、平成19年度当初に再編する。

4、がん検診については、現行のとおりとし、相違のあるものについては、平成19年度当初に再編する。

5、その他の検診については、平成19年度当初に統合又は再編する。

6、老人保健機能回復訓練事業については、合併時に再編する。

7、個別リハビリ相談については、現行のとおりとする。

8、健康教育、健康相談等については、合併時に統合又は再編する。

9、腹部超音波検診については、現行のとおりとする。

10、よい歯のコンクールについては、現行のとおりとする。

11、訪問指導については、合併時に再編する。

12、精神保健福祉事業については、現行のとおりとし、相違のあるものについては、合併時に統合又は再編する。

13、地区組織活動については、新町に引き継ぐものとする。

保健医療事業につきましては、資料の36ページから50ページにかけてでございますように、予防接種事業、乳幼児及び母子に関する事業、がん検診などの各種検診のほか、健康教育、健康相談などさまざまな事業を実施いたしまして、病気の早期発見や予防、健康な生活基盤づくりを目指しております。特に保健、医療事業につきましては、愛育会や健康おばさんの会など地域の住民の皆様の協力を得て、住民の健康保持、増進、福祉の向上に努めているところでございます。

事業の内容につきましては、2村で大きな違いはございませんので、2村で同じ内容の事業は現行

のとおりとし、実施時期や実施回数などが異なる事業につきましては、合併時に統合あるいは再編したいと考えております。

例えば資料の39ページ、こちらにございます乳幼児を対象とした、(5)、歯科健康教育あるいは資料の45ページにございます、(3)、歯周病検診につきましては、都幾川村だけで実施している事業でございますので、都幾川村の例により統合する。つまり、都幾川村の制度を新町になってもそのまま適用するという考え方でございます。

同様に、資料の48ページにございます、(8)、ヘルシー運動教室につきましては、玉川村だけの事業でございますので、玉川村の例により統合する。つまり、玉川村の制度を新町になってもそのまま適用するという考え方でございます。

また、資料の47ページにございます、(5)、骨粗しょう教室、これにつきましては玉川村だけで実施している事業ではございますが、合併時に再編する。つまり、玉川村の制度をもとに対象者や内容等を見直し、合併時に新たな制度として実施するという考え方でございます。

なお、基本健康診査やその他の検診につきましては、平成19年度当初に統合、または再編するとなっておりますが、これらの事業につきましては、どうしても医師の確保が必要となってまいります。医師会との調整が必要でございますので、このような表現とさせていただいたところでございます。

協議第46号につきましては、以上でございます。

○会長

ただいまの協議第46号につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。
よろしいですか。はい、どうぞ。

○委員

いろいろの玉川村に合わせたり、都幾川に合わせたり、住民のことを考えて合わせてあるのですけれども、保健センター二つありますよね。そのときどちらを中心とか、今までどおり玉川の人は玉川保健センターを使うのですか。都幾川とか場所をどちらを使うのか、ちょっとお聞きしたいのです。

○会長

局長。

○事務局長

こちらにつきましては、都幾川村、玉川村、いずれも保健機能は有しておるわけでございます。こちらにつきましては、組織の一部ということでございますので、合併時までどのような形で対応していくのか検討してまいりたいと思いますので、現段階ではどうだということを申し上げられない状

況でございますので、ご了承賜りたいと存じます。

○委員

ぜひ利用しやすい方向にお願いいたします。

○会長

はい、わかりました。

ほかにごございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

協議第46号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

協議第46号につきましては、原案のとおり決定されました。

続きまして、協議第47号 協定項目22－13 障害者福祉事業の取扱いについて協議をお願いいたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局長

それでは、協議第47号 協定項目22－13 障害者福祉事業の取扱いについてご説明いたします。

- 1、障害児（者）生活サポート事業については、合併翌年度当初に再編する。
- 2、障害者ホームヘルプサービス事業については、合併翌年度当初に再編する。
- 3、障害者スポーツ・レク交流会については、合併翌年度当初に再編する。
- 4、身体障害者訪問入浴サービス事業については、合併後、速やかに再編する。
- 5、重度心身障害者自動車等燃料費助成事業については、合併翌年度当初に再編する。
- 6、重度心身障害者福祉タクシー利用料助成事業については、合併翌年度当初に再編する。
- 7、重度心身障害者医療費支給事業については、現行のとおりとする。
- 8、障害者福祉計画については、合併後、速やかに策定する。

9、身体障害者診断書料補助事業については、現行のとおりとする。

資料の52ページから57ページにございますとおり、障害者福祉事業につきましては、重度心身障害者医療費支給事業、身体障害者診断書料補助事業など2村で同じ内容のものは現行のとおりとし、障害者生活サポート事業、障害者ホームヘルプサービス事業など対象者、利用者、負担額等相違のあるものにつきましては、合併翌年度当初に再編しようとするものでございます。

なお、身体障害者訪問入浴サービス事業につきましては、これまでの実施主体である社会福祉協議会との調整が必要となりますことから、合併後速やかに再編しようとするものでございます。

協議第47号につきましては、以上でございます。

○会長

続きまして、ただいまの協議第47号につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

協議第47号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

それでは、協議第47号につきましては、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、協議第48号 協定項目22－14 高齢者福祉事業の取扱いについて協議を行います。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長

それでは、協議第48号 協定項目22－14 高齢者福祉事業の取扱いについてご説明いたします。

- 1、高齢者保健福祉計画については、合併翌年度当初に再編する。
- 2、高齢者慶祝事業については、合併翌年度当初に再編する。
- 3、配食サービス事業については、合併翌年度当初に再編する。
- 4、在宅介護支援センター運営事業については、合併翌年度当初に再編する。

高齢者保健福祉計画につきましては、老人福祉法及び老人保健法の規定によりまして、計画の策定

が市町村に義務づけられておりますので、合併翌年度当初に再編しようとするものでございます。

また、高齢者慶祝事業につきましては、国の経済財政諮問会議における三位一体の改革の議論の中で、地方のむだ遣いの事例として真っ先にやり玉に上げられている事業でございます。交付税削減の理由の一つにもされている事業でございます。平成16年度には、2村合わせて1,000万円を超える支出になっております。今回の合併を機に、より効果的な高齢者福祉事業はないか、高齢者慶祝事業のあり方も含めて検討してまいりたいと考えております。

協議第48号につきましては、以上でございます。

○会長

ただいまの協議第48号につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

何かありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

協議第48号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

協議第48号につきましては、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、協議第49号 協定項目22—15 児童福祉事業の取扱いについて協議を行います。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長

それでは、協議第49号 協定項目22—15 児童福祉事業の取扱いについてご説明いたします。

- 1、児童手当については、国の制度のため、現行のとおりとする。
- 2、児童扶養手当については、国の制度のため、現行のとおりとする。
- 3、特別児童扶養手当については、国の制度のため、現行のとおりとする。
- 4、福祉手当支給事業については、合併時に廃止する。
- 5、乳幼児医療費支給事業については、現行のとおりとする。
- 6、児童医療費支給事業については、玉川村の例により、合併翌年度当初に統合する。
- 7、ひとり親家庭等医療費支給事業については、現行のとおりとする。

8、児童相談に関することについては、合併後、速やかに再編する。

9、青少年対策に関することについては、合併後、速やかに再編する。

10、次世代育成支援行動計画については、合併後、速やかに再編する。

11、児童虐待ネットワークについては、合併後、速やかに再編する。

12、出産祝金制度については、都幾川村の例により、合併翌年度当初に統合する。

国の制度でございます児童手当、児童扶養手当等の各種事業や県の補助事業でございます乳幼児医療費支給事業につきましては、現行のとおりでございます。

また、資料の64ページにございます、4、父子手当支給事業につきましては、支給対象者も限定されておりますことから、合併時に廃止し、かわりに子育て支援の観点から、資料の65ページにございます、6、児童医療費支給事業あるいは資料の67ページにございます、12、出産祝金制度、こちらの方を拡充してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。具体的には、児童医療費支給事業につきましては、保護者の経済的負担を軽減し、児童の健康の向上、それから福祉の向上を図るために、小学校1年生から3年生を対象に玉川村で実施している事業でございますが、玉川村の例により、合併翌年度当初に統合したいと考えております。

また、出産祝金制度につきましては、子育て支援の観点から都幾川村で実施している事業でございますが、都幾川村の例により、合併翌年度当初に統合したいと考えております。

その他の児童福祉事業につきましては、合併後、速やかに再編しようとするものでございます。

協議第49号につきましては、以上でございます。

○会長

それでは、協議第49号につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

はい、どうぞ。

○委員

65ページの中で6番の児童医療費支給事業ですが、合併翌年度当初に統合するということですが、合併当初にということはこれは不可能なのでしょうか。その辺伺いたいと思います。

○会長

局長。

○事務局長

合併の時期がいつなのかということを現在検討しているところでございますが、当初事務局のスケジュールとしては、2月1日を基準に検討しているところでございます。そういたしますと、残り1

カ月、2カ月という程度の中で、その窓口となる利用機関等との調整も必要となってまいります。そういったようなことから、新年度から新たな制度としてスタートしたいと、このように考えておるところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

62ページというかこの協定項目の中の4番で父子手当支給事業については、合併時に、都幾川村で行っているこの事業が廃止されるわけですがけれども、ぜひ、67ページの次世代育成行動計画の中で十分配慮していただきたいというふうに思います。

以上です。

○会長

要望ですね。

○事務局長

委員さんのご指摘につきましては、今後次世代育成支援行動計画を策定するわけでございますが、その中でも子育て支援という観点から配慮してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○会長

よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

協議第49号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

協議第49号につきましては、原案のとおり決定されました。

続きまして、協議第50号 協定項目22—16 保育事業の取扱いについて協議を行います。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長

それでは、協議第50号 協定項目22—16 保育事業の取扱いについてご説明いたします。

- 1、放課後児童対策事業については、平成19年度当初に再編する。
- 2、家庭保育室運営補助事業については、合併翌年度当初に再編する。
- 3、特別保育補助事業については、合併翌年度当初に再編する。
- 4、保育料及び保育料の減免については、国の保育所徴収金基準額表を参考に、合併翌年度当初に再編する。
- 5、公立保育所管理運営事業については、合併翌年度当初に再編する。

放課後児童対策事業につきましては、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年生からおむね3年生までの児童を放課後や夏休み等の長期休暇に預かり、その健全育成を図るために実施している事業でございます。

資料の69ページにもございますとおり、都幾川村も玉川村も公設民営方式で保護者会に委託して実施しているところでございます。したがって、委託先である保護者会との調整がどうしても必要となつてまいりますことから、放課後児童対策事業につきましては、平成19年度当初に再編することとしております。

なお、その他の保育事業につきましては、合併翌年度当初、つまり平成18年4月から再編し、実施しようとするものでございます。

協議第50号につきましては、以上でございます。

○会長

ただいまの協議第50号につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

協議第50号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

協議第50号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、協議第51号 協定項目22－17 ごみ処理事業の取扱いについて協議を行います。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長

それでは、協議第51号 協定項目22－17 ごみ処理事業の取扱いについてご説明いたします。

- 1、廃棄物処理計画の実施計画については、合併時に再編する。
- 2、ごみの搬出、収集体制については、合併後、速やかに再編する。
- 3、粗大ごみ収集運搬手数料については、合併時に統合する。
- 4、指定ごみ袋制度については、現行のとおりとする。
- 5、ごみ減量化対策事業については、合併時に再編する。
- 6、集団資源回収事業については、合併時に再編する。
- 7、一般廃棄物収集運搬許可については、合併時に再編する。

ごみの搬出、収集体制につきましては、合併時の混乱を避けるため、合併時は現行のとおりとし、住民に対する十分な周知期間を置いた上で、合併後、速やかに再編しようとするものでございます。

また、指定ごみ袋制度につきましては、小川地区衛生組合管内で共通でございますので、現行のとおりとするものでございます。

その他のごみ処理事業の取扱いにつきましては、合併時に統合、または再編しようとするものでございます。

なお、廃棄物処理計画の基本計画につきましては、平成17年度中に小川地区衛生組合が策定するものでございます。

協議第51号につきましては、以上でございます。

○会長

ただいま協議第51号につきまして説明ありました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

協議第51号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

協議第51号につきましては、原案のとおり決定されました。

続きまして、協議第52号 協定項目22―18 環境対策事業の取扱いについて協議を行います。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長

それでは、協議第52号 協定項目22―18 環境対策事業の取扱いについてご説明いたします。

1、環境保全条例については、合併後、速やかに再編する。

2、環境審議会については、合併後、速やかに再編する。

3、公害防止協定については、合併時に再編する。

4、地球温暖化対策については、合併後、速やかに再編する。

5、土砂等による土地の埋立て等の規制については、合併後、速やかに再編する。

公害防止協定につきましては、2村において既に実施している事業であり、また内容もほとんど同じでございますので、合併時に再編することとし、その他の環境対策事業につきましては、合併後、速やかに再編しようとするものでございます。

協議第52号につきましては、以上でございます。

○会長

ただいま協議第52号につきまして説明をいたしましたけれども、ご質問、ご意見等ございますか。
よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

協議第52号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

協議第52号につきましては、原案のとおり決定されました。

続きまして、協議第53号 協定項目22—19 農林水産業振興事業の取扱いについて協議を行います。
事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長

それでは、協議第53号 協定項目22—19 農林水産業振興事業の取扱いについてご説明いたします。

1、農業振興地域整備計画については、合併後、速やかに再編する。

2、米生産調整対策事業については、現行のとおりとし、国及び県の施策動向を見極めながら調整する。

3、森林整備計画については、合併後、速やかに再編する。

農林水産業振興のための各種計画につきましては、合併後、速やかに再編しようとするものでございます。

協議第53号につきましては、以上でございます。

○会長

ただいま協議第53号について説明ありましたけれども、ご質問、ご意見等ございますか。
よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

協議第53号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

協議第53号につきましては、原案のとおり決定されました。

続きまして、協議第54号 協定項目22—20 商工観光事業の取扱いについて協議を行います。
事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長

それでは、協議第54号 協定項目22—20 商工観光事業の取扱いについてご説明いたします。

1、融資制度については、合併時まで再編する。また、合併時において貸付されているものについては、現行の制度を適用する。

2、利子補給制度については、玉川村の例により、合併時に統合する。また、合併時において貸付されているものについては、現行の利子補給率を適用する。

3、商工会については、それぞれの事情を尊重し、統合するよう調整に努める。補助金については、別途協議の上、合併後に再編する。

4、観光協会については、関係する団体と協議し、合併後に再編する。

5、祭り・イベントについては、現行のとおりとする。ただし、「木のむらフェスティバル」及び「玉川まつり」については、合併後、速やかに再編する。

資料の87ページにございますように、融資制度につきましては、村内の中小企業者に対しまして事業経営の合理化、設備の近代化などのために必要な資金融資を行って、商工業の活性化を図るものでございます。都幾川村、玉川村ともこの融資事業を行っておりますが、貸付限度額や貸し付け期間等に相違がございますので、これらの相違点を調整し、合併時まで再編しようとするものでございます。

なお、合併時において既に貸付されているものにつきましては、途中での融資条件等の変更は、貸付を受けた中小企業者にとって事業の運営に支障を来すことにもなりかねませんので、現行の制度を適用しようとするものでございます。

また、利子補給制度につきましては、融資制度と同様の趣旨で玉川村で実施している事業でございますが、玉川村の例により、合併時に統合する。つまり、玉川村の利子補給制度をそのまま新町においても適用していくというものでございます。

また、資料の89ページ、こちらにございますように、11月上旬に都幾川村では木のむらフェスティバルが、また玉川村では玉川まつりが開催されておりますが、これらを新町の一大イベントとして位置づけ、開催方法等について、商工会を初め関係団体と検討してまいりたいと考えております。

協議第54号につきましては、以上でございます。

○会長

ただいま説明がありました協議第54号につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

○委員

商工会の役員でお世話になっている関係上、ちょっとお聞きしたいのですが、3の商工会については、それぞれの事情を尊重し、統合するよう調整に努める。補助金については、別途協議の上、合併後に再編するとありますけれども、当然商工会としましては、行政が合併した場合には、早い段

階で合併をしていかなければ、はっきり言って運営ができません。新しい町になってそれぞれの単独の商工会に補助金というわけにもいきませんでしょうし、当然商工会としても行政が合併した後、至急にその旨の会議を持ちながら、話し合いながら合併に向かって協議しなければいけないと考えていますけれども、合併後これはある程度猶予をいただけるのか。それとも行政が合併した場合には、すぐ商工会も合併しなければいけないのか。例えば合併してすぐしないとなると、ちょっと大変な仕事といえますか大変な話し合いになると思いますので、私の考え方とすると、多少時間をいただければありがたいと思っていますけれども、その辺のところの考えはいかがでしょうか。

それと、もう一点なのですけれども。利子補給の件なのですけれども、玉川村では、要するに経営改善資金に対して年1%の利子補給をもうずっとやっております。この1%の利子補給というのは、県内でも非常に珍しいといえますか、玉川村は年間通してやっていますけれども、ほかの商工会では時限的なものでやっているようですけれども、玉川村はそれを時限的なものでなくて年じゅう通してやっている制度ですけれども、ぜひこの制度については引き続き取り扱っていただけますようお願いをしたいと思っていますけれども。

以上ですけれども、よろしくお願いします。

○会長

それでは、局長の方から。

○事務局長

まず、1点目の商工会の統合についてでございますが、やはり公共的団体の中で一番統合が難しいのが、この商工会ではないかというふうに考えておるところでございます。その理由といたしましては、行政からの独立性が高いこと、また独自の財産を有しておること、こういったことから、その統合にはある程度の期間が必要であろうかというふうに考えているところでございます。しかしながら、新町になりましても、二つの団体に長い期間にわたって補助金を交付するというような財政的な余力もございませんので、商工会におかれましては、事情はあるにせよ早急に統合されるようご協力を賜りたいと、このように考えているところでございます。

また、2点目の経営改善の利子補給についてでございますが、こちらについては、馬場委員の方から玉川村の特徴のある施策であるというふうなお話があったところでございますけれども、この商工行政繁栄させていく中で、そういったような制度を引き続き実施する必要があるのかどうか、ほかにもっと有効な手だてはないか、そんな観点も含めまして検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

ありがとうございました。商工会の合併につきましては時間をいただけるということなので、至急に行政の合併が終わった後に、今日幸いにして委員さんも都幾川の商工会の副会長やられていますので、ぜひ合併後に至急に話し合い持って進めたいと思います。よろしくお願いします。

それと、利子補給なのですけれども、これについては、できれば要望なのですけれども、玉川村の1%というのは、経営改善資金だけの資金なのです。の融資だけの1%補給なのです。ですから、できれば普通貸し付けまで伸ばしていただければなおありがたいと思いますので、その辺のところもご検討いただければありがたいと思いますが。これ要望ですけれども、よろしくお願いします。

○会長

はい、わかりました。

それと、局長、今委員さんの方から出た商工会の合併について、ある程度の期限というかそれがあるのかなと。仮に1年とか、2年とか、3年とか、具体的にというかそういうのは別はない、大体1、2年とか3年とかその辺の数字的な猶予期間というか。

○事務局長

商工会の統合についての考え方でございますが、やはり補助金につきましては県からも補助金が出ておるところでございます。統合を予定しておる商工会につきましては、県の方でもソフトランディングができるようにということで、一定期間の猶予期間を設けまして補助金を全額交付するというような仕組みになっておるようでございます。その期間が何年間かということまではちょっと把握しておらないわけでございますが、県の方で経過措置ということで全額交付される期間、そういったものを一つの目安としてその期間内に統合していただければと、このように考えておるところでございますので、ご協力を賜りたいと存じます。

○委員

はい、わかりました。

○会長

ですから、商工会の合併につきましては、行政の合併をした後でも大丈夫だと。でも、今から準備はしておいていただきたいということになると思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

協議第54号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

それでは、協議第54号につきましては、原案のとおり決定させていただきます。

協議第55号 協定項目22－21 勤労者、消費者関連事業の取扱いについて協議を行います。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長

それでは、協議第55号 協定項目22－21 勤労者、消費者関連事業の取扱いについてご説明いたします。

1、勤労者住宅資金融資制度については、現行のとおりとする。

2、消費生活相談については、現行のとおりとする。

消費者行政につきましては、消費生活に関する住民の皆様からの相談への対応や苦情処理など行うものでございますが、都幾川村では都幾川村家族相談支援センターで、また玉川村では経済課で相談を受け付けておるところでございます。特に都幾川村家族相談支援センターには、各種相談、処理に係るノウハウが蓄積されておりまして、先日もいわゆる「オレオレ詐欺」を未然に防止するなどかなりの成果を上げておるところでございます。したがって、合併後も現行のとおり消費者行政担当課のほか、当面家族相談支援センターの相談窓口、こちらも活用しようとするものでございます。

協議第55号につきましては、以上でございます。

○会長

それでは、ただいまの協議第55号につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

協議第55号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

協議第55号につきましては、原案のとおり決定されました。

ここで10分間休憩をとりたいと思います。

(休憩 午後 4時24分)

(再開 午後 4時34分)

○会長

それでは、再開いたします。

続いて、協議第56号 協定項目22—22 道路、河川事業の取扱いについて協議を行います。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長

それでは、協議第56号 協定項目22—22 道路、河川事業の取扱いについてご説明いたします。

1、道路については、現行のとおり、新町に引き継ぐものとする。道路新設、改良については、新町建設計画及び既存の整備計画を基に、合併後、速やかに新町道路整備計画を策定し、計画的に実施する。

2、河川については、現行のとおり、新町に引き継ぐものとする。河川事業については、合併後、速やかに新町河川整備計画を策定し、計画的に実施する。

3、地籍調査事業については、現行のとおりとし、合併後、速やかに事業計画を策定し、計画的に実施する。

道路、河川につきましては、現行のとおり新町に引き継ぐこととし、各種事業を計画的に実施するため、合併後、速やかに整備計画等を策定しようとするものでございます。

協議第56号につきましては、以上でございます。

○会長

ただいま協議第56号につきまして説明がありました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

○委員

地籍調査のところでお伺いしたいのですが、都幾川の地域の実施予定が都幾川村の面積と違うのだけれども、これはどういう意味なのですか。都幾川の全体の面積はこれではありませんよね、39.91ではないですよ。

○会長

少々お待ちください。ちょっとお待ちください、今調べていますので。

それでは、副会長。

○副会長

この地籍調査については、圃場整備が何カ所もしてあるのですけれども、それが新しく明覚地域の圃場整備がすべて終わったときに地籍調査をきちっとしようというような話もあったのですけれども、それ延びているのですが、いずれにしても多分この面積の減は、本郷とか番匠、馬場あるいは田中、それから奥畑等圃場整備をしてあるところはもう実測してありますので、多分その面積が除外されているのではないかと、こんなふうに思いますけれども。

以上です。

○委員

了解しました。

○会長

よろしいですか。

○委員

はい。

○会長

ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

協議第56号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

協議第56号につきましては、原案のとおり決定されました。

続きまして、協議第57号 協定項目22―23 都市計画事業の取扱いについて協議を行います。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長

それでは、協議第57号 協定項目22―23 都市計画事業の取扱いについてご説明いたします。

1、都市計画審議会については、合併後、速やかに再編する。

2、都市計画マスタープランについては、合併後、速やかに再編する。

都市計画審議会につきましては、都市計画法の規定に基づき、長の諮問に応じ都市計画に関する事項を、調査、審議するために設置される審議会でございまして、資料の96ページにございますように、2村とも都市計画審議会が設置されておりますが、組織及び報酬の額が異なっております。また、都市計画マスタープランにつきましては、総合振興計画などの上位計画を踏まえ、都市の将来像や土地利用、地域別のまちづくりの方針など新町の都市計画に関する基本的な方針を定めるものでございす。

したがいまして、これら都市計画事業につきましては、新町の総合振興計画策定後あるいはその策定と並行して、合併後、速やかに再編しようとするものでございす。

協議第57号につきましては、以上でございす。

○会長

それでは、ただいまの協議第57号につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

協議第57号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

協議第57号につきましては、原案のとおり決定させていただきます。

次に、協議第58号 協定項目22―25 下水道事業の取扱いについて協議を行います。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長

それでは、協議第58号 協定項目22―25 下水道事業等の取扱いについてご説明いたします。

- 1、浄化槽市町村整備推進事業計画については、事業区域を新町に引き継ぎ、合併時に再編する。
- 2、浄化槽市町村整備推進事業施設使用料及び分担金については、現行のとおりとする。
- 3、浄化槽市町村整備推進事業推進補助制度については、合併時に再編する。

下水道事業等の取扱いにつきましては、資料の98ページにございますように、浄化槽市町村整備推進事業に係る調整が中心でございます。合併処理浄化槽につきましては、都幾川村では平成15年度から浄化槽市町村整備推進事業を実施し、村が浄化槽の設置、維持管理を行っております。一方玉川村では、平成16年度までは、資料98ページの一番下、浄化槽設置整備補助事業、これを実施してきたところでございますが、平成17年度からは都幾川村の制度に合わせ浄化槽市町村整備推進事業を実施する予定でございます。

下水道事業等につきましては、平成17年度には両村ともほぼ同じ内容になりますので、合併時には大きな変更はございません。

なお、浄化槽市町村整備推進事業計画につきましては、合併時に再編し、計画的な整備に努めてまいりたいと考えております。

協議第58号につきましては、以上でございます。

○会長

ただいまの協議第58号につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

協議第58号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

それでは、協議第58号につきましては、原案のとおり決定させていただきます。

それでは、きょうの最後になります。協議第59号 新町建設計画案について協議をお願いいたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、協議第59号 新町建設計画案について。新町建設計画案について、別紙のとおり提案するものでございます。

新町建設計画案と書かれた別紙のA4判の冊子と、A4判1枚の新町建設計画案正誤表をお願いいたします。正誤表につきましては目次と6ページの一部の訂正で、説明につきましては正誤表で読みかえ、説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、表紙をめくっていただきまして目次をお願いいたします。新町建設計画の構成ですが、Ⅰ、序論、Ⅱ、新町の概況、Ⅲ、主要指標の見通し、Ⅳ、建設計画の方針、Ⅴ、新町の施策、Ⅵ、新町における県事業の推進、Ⅶ、公共施設の統合整備計画、Ⅷ、財政計画、以上の構成となっております。

1ページのはじめにをごらんください。両村の特徴と過去の合併の経過及び今回の合併協議の経緯を述べております。

2ページをお開きください。序論、1の合併の必要性ですが、ここでは合併の必要性について、共通する生活圏への対応、生活基盤整備への対応、都幾川流域としての環境保全と産業活性化、行財政基盤の強化、地方分権への対応の五つの項目に集約して述べております。

右側3ページの2、計画策定方針につきましては、第1回協議会の協議第9号 新町建設計画策定方針でご承認いただきました策定方針を、4ページまでで記述いたしました。

5ページをごらんください。Ⅱ、新町の概況です。ここでは、新町の概況について三つの項目に集約し、述べております。1で新町の位置・地勢を述べ、2で面積について、平成12年の都市計画基礎調査をもとにした表の土地利用面積の状況に基づき、両村の現状と新町の土地利用面積について述べております。

6ページをお願いいたします。3は人口・世帯・産業ですが、人口、世帯については国勢調査によ

る人口の推移と住民基本台帳による近年の推移の表により、人口の減少傾向と小家族化が進んでいることを述べ、右の7ページで国勢調査による年齢別人口の推移により少子高齢化傾向が強まっていることを述べております。

8ページをお願いいたします。経済についてですが、右の9ページとともに国勢調査の産業別就業人口と農林業センサスをもとに就業状況について述べております。

10ページをお願いいたします。4の村民意向の(1)では、3町3村で実施したまちづくりアンケート調査の都幾川村、玉川村分により合併後のまちづくりについては、両村とも医療機関、医療体制の整備が最も多く、次いで、都幾川村では高齢者のための施設やサービスで、玉川村では買い物等の日常生活の利便性となっており、3番目は2番目の要望が両村で逆転している結果を述べております。

続いて、(2)、2村合併に関するアンケートの行政改革では、事業選択、改革、廃止など事業のあり方に関する改革の必要性が特に多く、今後充実すべき施策については、「少子高齢化対策、障害者などへの福祉面」、「雇用対策などの産業・経済面」、「防犯・防災」などの安全面の順となっております。

その他の調査では、都幾川村の農村振興計画の際のアンケート、玉川村の住民意識調査の結果について述べております。

12ページをお開きください。III、主要指標の見通しでは、人口と世帯数及び就業人口について、平成12年の国勢調査の資料を基本に平成32年度まで5年ごとに推計したもので、なお平成12年を基本としましたが、平成7年の調査結果も推計を行う上で参考となりますので、掲載しております。

まず、新町の総人口ですが、おおむね10年後の平成27年に1万2,600人、平成32年に1万2,000人と推計しました。推計の方法としましては、平成7年と平成12年の国勢調査による男女別の各5歳階級別人口の結果を用いて、コーホート法という推計方法により推計しております。世帯数の推計では、平成12年の国勢調査における男女年齢別人口における世帯主の割合を求め、その割合が将来においても一定であると仮定し、男女別年齢別推計人口にその割合を乗じて算出し、平成27年では4,300世帯、その後は減少し平成32年には4,200世帯と推計しました。就業人口の推計は、平成12年の国勢調査の産業別において男女年齢別の就業人口が示されておりますので、総人口における就業人口の割合を求め、今後もその割合が一定で推移するものと仮定し、その率を推計総人口に乗じて算出し、平成27年では6,100人、平成32年には5,600人と推計しました。

右の13ページをごらんください。IVの建設の基本方針ですが、少子高齢化による核家族や小家族の増加、高齢単身世帯が増加する中で、住民の方々からは、高齢者にやさしい福祉のまちや自然を大切にすましが望まれており、地域社会を基礎に人々が支え合い、身近な自然を協働して守り、はぐくんでいくことが、豊かなまちをつくることとなります。このような状況を踏まえ、新町のまちづくりの目標を三つ設定いたしました。

1として、人と自然が共生する美しいまちです。農林業や観光、レクリエーションを通して新町の

自然に親しむ多様な人々との交流を通して、水と緑の豊かな環境を守り、育んで、水と緑の自然環境にふさわしい美しいまちづくりと、美しい心を持つ人づくりを目指すものです。

2として、地域資源を生かし、新しい地域を創造するまちです。自然、歴史、文化等の地域資源を大切に次世代に継承するとともに、有効に活用して新しい地域文化、地域産業を創造し、魅力あるまちづくりを目指し、またバイオマスエネルギーなどの新エネルギーを積極的に利用し、地域の未利用エネルギー活用による循環型社会の形成を目指すものです。

3として、人々が協働する活力あるまちです。町民、企業、行政はもとより、新町にかかわりを持つ人々との協働により、活力ある地域社会を形成するとともに、一人ひとりが生きがいを持ち、支え合う、自立したまちづくりを目指すものです。

以上三つの目標を具体化するため、七つの基本方針を設定しております。

1、生活基盤の整備・保全是、町民生活の基盤となる水と緑の自然環境を保全するとともに、環境に調和し、地場産材を活用した美しい景観づくりを進めます。町民生活に便利な道路交通網の整備や町民の身近な施設の整備を進めるものです。

2、生活環境の整備・保全是、町民の快適な生活環境を確保するため、上下水道の供給処理施設の整備を図るとともに、ごみの減量化、資源化を促進し、環境にやさしい循環型地域社会を進め、防災、防犯体制を整備し、町民が安心して暮らせるまちづくりを進めるものです。

14ページをお願いします。次に、3、福祉・保健・医療の充実、町民生活を支える福祉、保健、医療の充実を図り、子供たち、高齢者、障害者が安心して暮らせる地域づくりを進め、すべての町民が健康で生きがいを持って生活し、お互いに支え合う地域社会をつくるものです。

4の教育・文化の創造・継承は、町民一人ひとりの学習ニーズにこたえた生涯学習を通して、心豊かな生活を実現するとともに、町を担う人材を育て、新たな地域文化の創造と世代間交流を通して、歴史ある文化の継承を進め、子供たちの教育環境を整備するとともに、学校、家庭、地域が連携し、町全体で子供たちを育てる環境をつくるものです。

5、地域産業の創出・活性化は、多様な担い手を確保することにより、農林業の活性化を図るとともに、地域の伝統産業である木工、建具の普及を図るとともに、商工業の振興を図り、地域資源を発掘し、有効に活用することにより、新たな観光産業を創出するものです。

6、地域コミュニティの形成は、人権を尊重し、連帯感のある地域をつくるために、町民自身が主体的にまちづくりにかかわり、地域の課題を改善する体制を整備するものです。

7、計画的な行財政運営では、町民への情報公開を進め、町民参加による行財政運営を進め、限られた財源を有効に活用するとともに、町民等と協働による施策の実施や新たな財源の確保を図るものです。

以上の七つの基本方針でございます。

14ページ、中段下の3、土地利用方針では、両村の総合振興計画の土地利用構想をもとに、新町の

土地利用方針を述べております。

15ページの4、地域のまちづくり方針では、町民自治を進めるため、行政区等を単位としたまちづくりに触れ、町民自治を進める支援体制の整備を方針としております。

16ページをお開きください。Ⅴの新町の施策では、七つの基本方針に基づく施策体系をお示ししております。

右の17ページをお願いいたします。基本方針1の生活基盤の整備・保全では、秩序ある土地利用、道路交通体系の整備、自然環境の整備・保全、人と自然にやさしい住宅づくりの支援の四つの施策を掲げ、次の18ページで地籍調査事業、路線バス運行事業、生活道路・橋梁・踏切整備事業、道路標識などの統一を図るふるさとデザインプロジェクト、都幾川遊歩道整備、里山整備事業の六つの主要事業を述べております。

右の19ページをお願いいたします。基本方針2の生活環境の整備・保全では、上下水道、ごみ処理・リサイクル・新エネルギー導入、防災・防犯、公害防止の四つの施策を掲げ、下段に県水受水施設整備事業、合併処理浄化槽設置管理事業、簡易水道整備事業、災害情報伝達網の整備、新エネルギー導入事業の五つの主要事業を述べております。

続きまして、20ページの基本方針3の福祉・保健・医療の充実では、地域福祉の充実、社会保障の充実、保健・衛生・医療の充実の三つの施策を掲げ、右の21ページに子育て支援児童医療支給事業、移送サービス事業など五つの主要事業を述べております。

22ページをお開きください。基本方針の4、教育・文化の創造・継承では、生涯学習の推進、幼児教育の充実、学校教育の充実、地域文化の創造、スポーツ・レクリエーションの推進の五つの施策を掲げ、右の23ページに小中学校の耐震補強及び施設整備、史跡整備事業など八つの主要事業を述べております。

24ページをお願いします。基本方針5の地域産業の創出・活性化では、農林業の活性化、商工業の振興、新たな観光の創出、勤労者対策、消費者行政の推進の五つの施策を掲げ、右の25ページには中山間地域総合整備事業、緑の雇用事業、地産地消事業など九つの主要事業を述べております。

26ページをお願いいたします。基本方針6の地域コミュニティの形成では、地域づくりの推進、人権の尊重、国際交流の推進の三つの施策を掲げ、下段に総合相談窓口設置事業など他の基本方針の再掲事業を含め六つの主要事業を述べております。

右の27ページをごらんください。基本方針の7の計画的な行財政運営では、町民参加の推進、効率的な行財政運営、広域行政の推進の三つの施策を掲げ、下段に貸借対照表・コスト計算書作成事業と事業評価システムの二つの主要事業を述べております。

28ページをお願いいたします。8としまして、重点プロジェクトの推進です。基本方針にはございませんが、主要事業の中から新町として実施することで効果が大きくなるものと新町の一体化を促進するものをピックアップし、まちづくりの三つの目標を実現するための重点プロジェクトとして推進

するものでございます。

30ページをお願いいたします。Ⅵの新町における県事業の推進でございます。1の埼玉県役割ですが、「埼玉県長期ビジョン」、「彩の国5か年計画21」に基づき、本地域発展のためのさまざまな施策を展開し、新町の速やかな一体化と、個性ある自立性の高い地域づくりを支援することを述べ、2の埼玉県が実施する事業では、骨格となる道路の整備、河川改修、森林の適正管理、中山間地域農業の基盤整備、安全なまちづくりの推進、地域福祉の充実の六つを掲げております。右の31ページで主要な事業を述べております。

32ページをお願いいたします。Ⅶ、公共施設の統合整備計画では、新町の公共施設等の統合整備の方針を述べております。

最後の33ページ、Ⅷの財政計画ですが、完成しておりませんので空欄となっております。まことに申しわけございませんが、次回第4回で協議いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

ページ31の主要な事業ですが、現在県と調整中でありますので、つけ加えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

新町建設計画案の説明につきましては、以上でございます。意見等をお願いしたいと思いますが、多くの皆さんからのご意見をいただき計画に反映したいと考えておりますので、回答を要するものにつきましては次回の協議会で回答ということでご了承いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○会長

ご苦労さまでした。

ただいま協議第59号について説明ありましたけれども、本日本計画に盛り込むべき事項、また修正すべき点など皆さん今聞きながらたくさんあると思いますけれども、そんな中で皆さんのご意見をいただきまして、計画の内容等に反映させていきたいと思っていますので、次回の協議会に改めてこの件は提案させていただきたいと思っています。ぜひ、この機会ですので、全員の皆さんの忌憚のない新町の建設計画についてご意見をお受けしたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

はい、どうぞ。

○委員

幾つか希望ですが、まず合併の必要性なのですからけれども、これにもう一つ加えられればですがけれども、合併に対する我々のというか行政に携わる人間の危機感というか、今国の方の方針の中で1万人以下云々というような考え方が、正式ではないですけれども出ておりまして、それに単独ですと該当するわけでございますから、自治の灯を消えるまでいかないでしょうけれども、そういう危機感があ

ったのではないか。これは積極的な合併の必要性ではありませんけれども、村民に説明するときにも、合併の必要性、私はそんなことを話してきましたので、上げづらいかもしれませんが、書いていただければいいかなというふうに思います。

それから、全体のまちづくりの中で、県も推進しているユニバーサルデザインの考え方を、言葉は出てきませんが、もちろん障害者も高齢者にもやさしいまちづくりということですから、当然そういう考え方は入るのしょうけれども、そういう考え方をこういう中に全体的に網羅できるというか、していただければというふうに、一言ぐらいそういう考え方あるのだよというようなことを入れていただいた方がいいような気がいたします。

とりあえず以上でございます。

○会長

今委員さんの方から2点ほどありましたけれども、事務局の方で何か。

○事務局

次回4回までにご意見検討させていただいて反映できればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○会長

今合併の必要性についてももうちょっと突っ込んで盛り込んだらどうかということで、福祉とかその辺ももうちょっと全体を網羅してという話も出ました。その辺事務局でももう一回ちょっと見直して、その辺が次回にはしっかり出せるようにもう一回再検討するということで。

○事務局

わかりました。検討させていただきます。

○会長

ほかにございますか。

はい、どうぞ。

○委員

建設の基本計画以下まちづくりの目標とか基本方針とかるるいろいろなここに計画が書いてございます。このようにいけば非常にいいし、夢の大変住みやすい地域になるのではないかと思いますけれども、ですから、ぜひこうなっていきたいのですが、片や12ページの両村の将来の人口推計のと

ころを見まして、これは平成7年と12年の国勢調査というかその辺のもとにいろいろ出したということだと思うのですが、日本全国の人口統計等からすれば、全国の推計というのは、ほぼ未来のいろんな推計で一番確実性があるのがこの人口推計だと思うのですが、こういった地域のは、人々の行き来といえますか、出入り、このことがありますから、人口統計といっても日本全国でする見通しとは大いに違ってくるような気がするのです。

この人口統計を見まして、例えば65歳以上のところが、平成32年に35%、平成27年でも30%、働く人は55.8%、約半分ですね。この地域で働く人が約半分であって、こういう推計をしておいて、13ページ以降のような理想な社会ができるのでしょうかということ、非常にそら恐ろしいという感じを私は受けるのです。35%が65歳以上というの今想像してみますと、どんな世界なのかなと思うのです。13ページ以降に、いろんな施策をして新町ができていい町ができるのだよということになれば、こういうことは絵にかいたもちかどうかわかりませんが、だから若い人もこの地域に移り住んでくるのだよということの要因というのは多少加味できないものかと。そういうことをしておかないと、35%の65歳以上の人口がいて、13ページ以降のいろんなこういう施策が果たしてその時点で実現できているのかなというのが、私はどうも計画書とすると、12ページと13ページ以降のが整合性が果たしてどれだけあるかというのが疑問に強く感じるころなのです。いかがなものでしょうか。

○事務局

まず、指標見通しの人口の推計でございますが、新町の施策を勘案しないで現状そのまま推移した場合ということで推計してございます。施策の方では、この推計をもとにこの数字を、例えば人口減少等なくすような形で、いかに新町の方を繁栄と申しますか栄させていくかという形で施策の方を、この推計をもとに展開してございますので、施策を展開してまいりますれば、人口推計の人口減少等減少率の方も減っていくというふうな考え方を持って進めておるところでございます。

以上です。

○委員

はい、わかりました。それで、そういういい地域ができるのだから、単純な統計ではこういう数字だけれども、これは最低限であると。それ以上に望みをかけているのだという意気込みで基本計画ができていただければありがたいなと思っております。

以上です。

○会長

ほかにございますか。

はい、どうぞ。

○委員

地域の関係で住民アンケート、まず10ページの2村合併に関するアンケートなんというの、統計上回収率というのはどうなのでしょう。数字的には入れておかないというふうに考えるのですけれども。それが1点。

それと、16ページ、施策体系、生活基盤の整備・保全のことなのですけれども、人と自然にやさしい住宅供給、これ住宅を支援するということでしょう。これ町営住宅のことではなくて、供給ではないという。

それと、あと県との今調整中ということなのですけれども、これは30ページ、新町における埼玉県事業ということで、整備を進めます。計画的に進めますというふうになっていますが、これは県が進めるわけですね。

以上です。

○会長

それでは、事務局の方で。

○事務局

1番目の回収率につきましては、追加で次回までに記述させていただきたいと思います。

住宅づくりのところなのですが、支援ということで町営住宅の建設ではございませんので、ご指摘のとおりでございますので、そのような形にさせていただきたいと思います。表現の方調整させていただきます。

最後の県の方ですが、ご指摘のとおりでございます、新町における県の方の事業ということで、県が行うべきものを掲げたものでございますので、よろしくお願いいたします。

○会長

よろしいですか。

はい、どうぞ。

○委員

28ページ、重点プロジェクトの推進のところに行きますと、いわゆる人づくり教育、そういった部分が消えてしまっているような気がするのですが、これ学校教育というふうに狭い範囲で絞るのではなくて、成人も含めた生涯教育という観点から、今は非常に治安、人心の乱れというのが話題になってニュースになっている時期ですし、安心、安全のまちづくりというようなことから考えても、人づ

くりというのはこれからかなり重要な部分だと思うので、ハード部分も大切ですけれども、ソフト面で人材育成というか、人づくりというか、そういった面で何か盛り込めないのかということは、要望として申し上げておきたいというふうに思います。

よろしくお願いします。

○会長

委員さんのご意見について、どうぞ。

○事務局

人づくりのソフト事業についてということですが、これ全部承りまして、再度皆様の意見を参考に
見直しも行いますので、その際の参考ということで参考にさせていただければと考えます。

○会長

よろしいですか。

ほかにどうぞ。この際ですので、いろいろお気づきの点がありましたら。一応このまちづくり計画、
これが建設計画、基本になりますので、ぜひ。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

協議第59号につきましては、継続協議といたしまして、次回協議会に改めてまた提案をさせてもら
いますけれども、それにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日予定の議事はすべて終了いたしました。

長時間にわたりまして大変ありがとうございました。また、ご苦労さまでした。

皆様のご協力に感謝を申し上げますとともに、今後の合併協議につきましてさらなるご協力を賜り
ますようお願い申し上げます。議長のご退任をさせていただきます。

大変長時間にわたりましてありがとうございました。

○司会

ありがとうございました。

次に、次第のその他でございますが、皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○司会

ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、当協議会副会長であります大澤堯都幾川村長からごあいさつを申し上げます。

○副会長

それでは、閉会に当たりまして、お礼を兼ねましてあいさつさせていただきます。

23の協定項目、中にも重要な協議事項ありましたけれども、原案どおり全会一致といいますか、皆様でご決定していただきましてありがとうございます。

今いろんな話も出ていますけれども、まさしくこれからは自治体間の私は格差がかなり出てくるのではないかと、こんなふうに思っております。そういう意味で、何としても合併を利用してそしていい町をつくるというそういう一点に向かって私自身もそんな気持ちでこれからも一緒に、先ほども言いましたけれども、お互いの村を思いやって、そして新しい時代をつくっていくのだと、こんな気持ちで職員にも叱咤激励しております。また、そういう意味でこの合併をぜひ成功して、そしていい町ができますように皆様方の絶大なご支援とご協力を重ねてお願いしまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○司会

ありがとうございました。

以上をもちまして、第3回都幾川村・玉川村合併協議会を閉会とさせていただきます。

なお、次回第4回の協議会につきましては、12月21日火曜日午後2時から、場所は都幾川村を予定しております。

皆様方には大変ご協力いただき、ありがとうございました。

○会長 第4回の協議内容は。

○事務局

現在残っております協定項目は、建設計画を含めると４件でございます。まだご検討いただいていない内容としては、合併の期日、議会議員の定数等の取扱い、農業委員会の定数等の取扱い、この３件のほかに本日継続協議となりました新町建設計画と、合計４件になっております。定数等の問題につきましては、両村の議会議員あるいは農業委員会の方で鋭意検討いただいているところでございますので、何とか第４回合併協議会には提案できるよう、各議会、農業委員会にもご協力をお願いしたいと、このように考えているところでございます。

○会長

ありがとうございました。また次回よろしくお願いいたします。